

これまでの経緯とIT基本法の概要



令和2年10月15日
内閣官房IT総合戦略室
デジタル改革関連法案準備室

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

令和2年9月23日 デジタル改革関係閣僚会議資料

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫り。

経済・生活

【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合

等

行政

【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

働き方

【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化

等

医療

【影響】

- ・ 現場負荷増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ 等

教育

【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足 等

防災

【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



マイナンバーカードによる罹災証明発行、
AI活用等による被災者・現場負担軽減の必要性 等

今般の緊急事態下でのデジタル対応について指摘されている課題例

令和2年7月15日 第78回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部資料

特別定額給付金

- ・ **マイナポータルを利用した申請**を可能としたことで、これを利用した場合、前回（2009年）に比して、**申請の受付開始までの期間や、申請に要する時間は大幅に短縮**
- ・ 一方で、給付に至るまでの**手続き全体のデジタル化、マイナンバーの活用に係る制度的制約、マイナンバーカードの普及等の課題あり**
- ・ **デジタル対応が可能となっているにもかかわらず、活用されずに、迅速な給付等に支障が出たケースもあり**

雇用調整助成金

- ・ 政府CIOの下で行われている一元的なプロジェクト管理による対応がなされることなく**急遽構築されたオンライン申請システムが、複数のシステム障害により運用停止**。当該システムにより目指されたオンライン化が実現せず、従前の通り窓口又は郵送での手続

テレワーク

- ・ 手続や契約に係る**書面・押印の慣行等**に起因して、**出社を余儀なくされたケース**があったと言われている
- ・ 政府でのWeb会議環境に関し、**各府省庁において縦割りのLAN環境が構築されていることにより、府省庁間や、民間企業・地方公共団体とのWeb会議サービスの接続が困難**となる状況が発生

オンライン教育

- ・ **端末や通信環境の課題、ノウハウの不足、学校間・地域間の格差**
- ・ **遠隔教育の制度上の扱いについて、今般、特例的な措置が講じられたが、必要な制度上の措置の更なる明確化が求められる。**

データの活用

- ・ **保健所等からの陽性者の報告が当初はファックスで行われていた**など、デジタルデータの活用により効率性・利便性を向上させる視点が欠けていたケースが多く見られた

制度の不統一

- ・ 民間事業者が、住民から得られるデータを活用して新型コロナウイルス対策に資するサービスを提供するに当たり、**居住地域ごとに異なる個人情報保護ルールに対応**するために、多くのコストが費やされたケースが報告された

災害への対応

- ・ **感染症と自然災害に同時に襲われる事態が現実**に生じていることを踏まえ、**テクノロジーを駆使して効率的・効果的に災害に対応**することが喫緊の課題

デジタル強靱化社会におけるIT新戦略の全体像

令和2年7月15日 第78回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部資料

基本的考え方

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現

Society 5.0時代にふさわしいデジタル化

- ▶ 国民の利便性を飛躍的に向上させ、国・地方・民間の効率化を徹底
- ▶ データを新たな資源として活用し、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受

デジタル強靱化社会を先導する、社会実装

- 5Gと次世代信号や、自動運転の実現による「先駆的社会インフラ網」の整備
- スマートフードチェーンの構築等による食関連産業の安定的・持続可能な発展
- 民事訴訟手続、刑事手続のデジタル化

- 全国民のQOL向上のための「健康・医療・福祉分野のデータ活用」
- 港湾の生産性革命を実現する「サイバーポート」
- 「運転免許システムの合理化・高度化」による国民負担の軽減等

コロナ対策で見えてきた萌芽と課題

- ▶ 「デジタル化・オンライン化」、「WorkとLifeの近接化」、「データの積極活用」、「グローバル経済の再構築」
- ＜社会の仕組みの変化＞・＜ライフスタイルの変化＞・＜ITの変化＞

コロナ後のニュー・ノーマルの視点

- ▶ 「対面・高密度から『開かれた疎』へ」、「一極集中から分散へ」、「迅速に危機対応できるしなやかな社会へ」

国民の生命を守り経済を再生するための、データ利活用

- デジタル社会構築TFを受けた分野間データ連携のルール整備、データ・ガバナンスに関する戦略
 - 学習データ、健康・医療関連データの活用
 - 情報銀行やトラストサービスのルール整備、データ取引市場の活性化、国際データ流通環境の構築、個人情報保護法制の一元化
- ＜地方と密接連携を要する取組＞
- 災害対応におけるAIチャットボットやシェアリングエコノミー等の活用

接触機会を減らし利便性を向上させるための、デジタル・ガバメント

- デジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度
 - 政府ネットワーク環境の整理・再構築に向けた実証を進めるなど、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づく取組の加速化
- ＜地方と密接連携を要する取組＞
- 全ての市町村において、マイナポータル・びったりサービスを活用
 - 業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AIの活用

デジタル強靱化に向けた、社会基盤の整備／規制のリデザイン

5G等 インフラ再構築

- Beyond 5G推進戦略の策定・実行
- 国家公務員のテレワーク環境の大幅な拡充

基盤技術 AI、セキュリティ対策

働き方改革 くらし改革

- 防災×テクノロジー
- 遠隔に対応した書面・押印・対面主義の見直し

スタートアップ 経済活動・企業活動

- 自動運転×MaaS

人材育成・ 学び改革

- GIGAスクール構想（1人1台端末）の加速
- デジタル活用支援員の制度化

デジタル 格差対策

総理発言（指示）デジタル改革関係閣僚会議 令和2年9月23日

今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成（かせい）に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。

そのための検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したいと思います。あわせて、デジタル分野における重要法案であるＩＴ基本法の抜本改正も行う予定です。

デジタル庁の創設は、我が国の経済・社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要があります。平井デジタル改革担当大臣は、この改革の中心として、様々な壁を突破し、思い切った舵（かじ）取りを行っていただきたいと思います。また全ての閣僚においては、この大きな改革を全力で協力していただくよう、お願い申し上げます。

IT基本法の経緯

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。

超高速ネットワーク
インフラの整備

IT利活用の進化

データ利活用、
デジタル・ガバメントの実現

社会全体の
デジタル化へ

IT基本法
(平成12年)

内閣情報通信政策監
(政府CIO)の
法定設置
(平成25年)

官民データ基本法
(平成28年)

デジタル手続法
(令和元年)

●府省庁横断的な課題に
横串を通して取組を推進

●データ利活用を通じた
社会課題の解決

●行政手続のデジタル化

e-Japan戦略
(平成13年)

e-Japan戦略Ⅱ
(平成15年)

世界最先端
IT国家創造宣言
(平成25年)

世界最先端IT国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成29年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成30年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(令和元年)

IT新戦略

●国際競争を強く意識
●我が国初のIT戦略
●IT基盤の整備

●IT利活用の進化
●利用者の便益、
アジア各国との協調

●BPR等を通じた政府
自身の改革の推進
●IT利活用の裾野拡大

●全ての国民が
IT・データ活用の
便益を享受

●ITを活用した社会
システムの抜本改革
●デジタル・ガバメントの
推進

●G20を軸とした国際対応
●社会全体のデジタル化
●社会実装&インフラ
再構築

●コロナ後の
ニュー・ノーマルに
対応した
デジタル強靱化社会

IT基本法、サイバーセキュリティ基本法、官民データ活用推進基本法、デジタル手続法の概要

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法) (平成12(2000)年)

〔目的〕

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し基本方針、国及び地方公共団体の責務、重点計画の作成等の基本的事項を定め、関連する施策を迅速かつ重点的に推進する。

〔主な規定事項〕

- ・施策の策定に係る基本方針
- ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）の設置
- ・重点計画の作成

サイバーセキュリティ基本法 (平成26(2014)年)

〔目的〕

サイバーセキュリティに関する施策について基本理念、国及び地方公共団体等の責務等の基本的事項を定め、関連する施策を総合的かつ効果的に推進する。

〔主な規定事項〕

- ・サイバーセキュリティ戦略の策定
- ・基本的施策
- ・サイバーセキュリティ戦略本部の設置
- ・罰則（秘密漏洩等）

官民データ活用推進基本法 (平成28(2016)年)

〔目的〕

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念の策定、国及び地方公共団体等の責務等の基本的事項を定め、関連する施策を総合的かつ効果的に推進する。

〔主な規定事項〕

- ・官民データ活用推進基本計画、都道府県官民データ活用推進計画等の策定
- ・基本的施策
- ・官民データ活用推進戦略会議の設置 等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (デジタル手続法) (令和元(2019)年)

〔目的〕

情報通信技術を活用した行政の推進について必要な事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策を定めることにより、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図る。

〔主な規定事項〕

- ・情報通信技術を活用した行政の推進（情報システム整備計画、手続等における情報通信技術の利用、添付書面等の省略）
- ・民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策

(目的)第一条

この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

(定義)第二条

この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

IT基本法の構造

基本理念

- 国、地方公共団体及び国民に対して、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本的な政策目標、政策理念を示すもの。（§3～§9）
- 『①すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現』
 - 『②経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化』
 - 『③ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現』
 - 『④活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上』
 - 『⑤国及び地方公共団体と民間との役割分担』
 - 『⑥利用の機会等の格差の是正』
 - 『⑦社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応』

国の責務

- 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定・実施する責務を有する。（§10）

地方公共団体の責務

- 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施する責務を有する。（§11）

事業者・国民

社会経済活動

- 電子商取引等の促進、経営の能率・生産性の向上、新事業の創出、就業機会の増大（§4）
- 質の高い情報の流通や低廉な料金による多様なサービスによる生活の利便性向上、生活様式の多様化促進、消費者の主体的かつ合理的選択の機会拡大（§5）
- 地域経済の活性化、地域における就業機会の創出、地域内・地域間の多様な交流の増大（§6）
- 行政の情報化等による国民の利便性向上（§19, 20）
- 高度情報通信ネットワークを安心して利用（§22）等

基本方針

- 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために不可欠な施策の基本方針を定めるもの。（§16～§24）
- ①高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進、②世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、③教育及び学習の振興並びに人材の育成、④電子商取引等の促進、⑤行政の情報化、⑥公共分野における情報通信技術の活用、⑦高度情報通信ネットワークの安全性の確保等、⑧研究開発の推進、⑨国際的な協調及び貢献

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

- 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために設置（§35）（本部長：内閣総理大臣）
- 重点計画の作成・実施の推進（重点計画：高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的方針等）
 - 官民データ活用推進基本計画の案の作成・実施の推進 等
- ※令和2年度の重点計画・官民データ活用推進基本計画（案）：令和2年7月15日 IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議で決定 ⇒ 7月17日閣議決定

国の施策

相互に連携（§12）

地方の施策